

令和2年度上半期 評議員等資格審査委員会活動報告

令和3年11月25日

担当理事：井上 健、多賀 崇

委員長：中沢洋三 副委員長：中山秀樹

委員：大喜多肇、木下義晶、新開統子、高安肇、土居岳彦、照井君典

日本小児血液・がん学会の評議員等について、その資格の公正かつ適切な審査を行うことを目的として活動する。

会議：必要に応じてメール等で審議を行う

活動内容

- 1) 令和3年度、新規評議員申請者について評議員資格審査委員会にて審議し、資格適格性の判定を行った。新規評議員の申請状況としては、申請者数は25名（小児科領域13名、小児外科領域7名、脳神経外科領域1名、病理領域2名、その他の臨床系1名、基礎1名）であった。25名全員の評議員資格を適格と判定し、理事会の議を経て、本年7月の定時社員総会で承認された。
- 2) 下記定款施行細則第1条6項ならびに第2条に基づき評議員資格更新に関する審査を該当者に対して行った。21名の評議員が審査対象となったが、更新を辞退された1名を除き、20名の評議員について評議員資格更新可と判定し、理事会で承認された。

（評議員の選出）

第1条 評議員は正会員の中から選出される。

6. 評議員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とする。2期をこえて再任を希望するものは、別に定める期日までに指定の方法により申請を理事長宛てに提出するものとする。審査委員会は第2条に定める条件に基づき資格更新の可否を認定する。

（評議員の資格更新）

第2条 2期を越えて評議員の再任を希望するものは、次の各項に定められた条件をすべて備えてなければならない。

- 1) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集會に出席していること
- 2) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集會で発表していること（共同演者可）
2. 前項の条件を満たすことができないものが2期を越えて評議員の再任を希望する場合は、次の1)
- 2) または1) 3) または1) 4) のいずれかの条件をすべて備えてなければならない。
 - 1) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集會に出席していること、または、1回の本学会の学術集會への出席と1回以上の別に定める関連学会の学術集會に出席していること
 - 2) 評議員任期2期4年間で、1回の本学会の学術集會での発表と1回以上の別に定める関連学会の学術集會での小児血液・がん領域についての発表をしていること（共同演者可）
 - 3) 評議員任期2期4年間で、2回以上別に定める関連学会の学術集會で小児血液・がん領域についての発表をしていること（共同演者可）
 - 4) 評議員任期2期4年間で、本学会への顕著な貢献が認められるもの
3. 前項の条件で評議員の再任を希望するものの適格性と妥当性の審査は評議員等資格審査委員会が行い、理事会の承認を受けなければならない。

「別に定める関連学会の学術集會」

1. 放射線： 日本医学放射線学会、日本放射線腫瘍学会
2. 脳神経外科： 日本脳腫瘍学会、日本小児神経外科学会
3. 病理： 日本病理学会、日本臨床細胞学会
4. 上記以外の臨床系： 骨軟部腫瘍学術集會、日本サルコーマ治療研究学会
5. 基礎医学： 日本癌学会、SIOP
6. 看護・医療・支援： 日本小児がん看護学会、日本小児保健協会